

持ち去り



ごみ集積所から資源物を持ち去る行為は、草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例により禁止されています。条例に違反して資源物の持ち去り行為を行った場合は直ちに「警察へ通報」します！

草加市廃棄物資源課